

第58期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月21日(火曜日)
13時00分(受付開始:12時30分)

場所

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸の内ビルディング7階 丸ビルホール

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 剰余金処分の件
- 第3号議案 役員賞与支給の件
- 第4号議案 当社の株券等の大規模買付行為
に関する対応策の継続及び一部
変更の件

新型コロナウイルス感染症の拡大防止について

- ・本株主総会へのご出席に際しましては、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・会場内におきましては、マスクの着用、アルコール消毒液の使用等のご協力をお願いしております。また、体調がすぐれない株主様には、スタッフより声掛けのうえ、出席をお控えいただく場合がございます。
- ・当日スタッフは事前にPCR検査を受け陰性確認を行い、マスク着用にてご対応させていただきます。

お土産について

本年度は、六花亭の
お菓子をご用意して
おります。



株主の皆様へ

平素より株式会社ナガワに対し格別のご厚情を賜り、誠に有難う御座います。1966年に創業して以来、ユニットハウスの代名詞ともいえる「スーパーハウス」と共に成長してまいりました。近年ではモジュール・システム建築を取り入れ「No.1軽量鉄骨ゼネコン」を目指し積極的に取り組んでおります。

2021年度は創業100年を見据えて「進むべき将来像」を明確に描き、その実現のためのスタートの3年間として実施する業績と施策を、「中期経営計画－Sustainable Nagawa Action－」として策定しました。

新型コロナウイルス感染症や資材価格の高騰、国際情勢の緊迫化等が経済に大きな影響を与えておりますが、顧客ニーズへの対応と社会貢献を第一に考え、積極的な営業活動と展示場の活性化、IT活用のために新たなソフト開発に注力し受注と販売の拡大に努めてまいりました。

まだまだ先行きが不透明な状況下ではございますが、グループ社員一丸となり「明るく・元気に・前向きに」全てのステークホルダーの皆様から信頼される企業として、次の50年、100年に向かって成長してまいります。

株式会社ナガワ代表取締役社長

高橋 修

グループキーワード2022年度

経営理念

「明るく」「元気に」「前向きに」

き し かい せい
輝志快晴

目次

第58期定時株主総会招集ご通知	2
議決権の行使方法のご案内	3
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	5
第2号議案 剰余金処分の件	7
第3号議案 役員賞与支給の件	8
第4号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する 対応策の継続および一部変更の件	9
(提供書面)	
事業報告	11
計算書類	32
監査報告	38
株主総会会場ご案内図	巻末



第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日、ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月20日（月曜日）17時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。又、インターネットによって議決権を行使することができますので、パソコン・スマートフォンから議決権行使ウェブサイトをご利用の場合は、サイトの案内に従って議案に対する賛否を、2022年6月20日（月曜日）17時までにご入力いただきますようお願い申し上げます。詳細につきましては、本招集通知の3ページから4ページをご参照ください。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月21日（火曜日）13時00分（受付開始：12時30分）				
2 場 所	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング7階 丸ビルホール <small>（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）</small>				
3 目的事項	<table border="0"> <tr> <td>報告事項</td> <td> 1. 第58期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第58期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件 </td> </tr> <tr> <td>決議事項</td> <td> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 剰余金処分の件 第3号議案 役員賞与支給の件 第4号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策の継続及び一部変更の件 </td> </tr> </table>	報告事項	1. 第58期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第58期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 剰余金処分の件 第3号議案 役員賞与支給の件 第4号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策の継続及び一部変更の件
報告事項	1. 第58期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第58期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 剰余金処分の件 第3号議案 役員賞与支給の件 第4号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策の継続及び一部変更の件				

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しており、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の提供書面のほか、当社ウェブサイトに掲載した連結注記表及び個別注記表であります。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

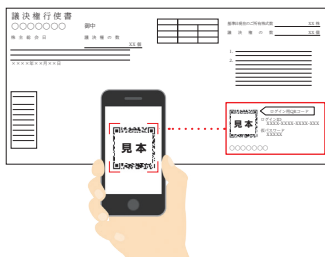
<https://group.nagawa.co.jp>

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

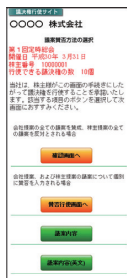
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

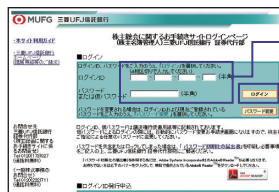
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

※議決権行使書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合には、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

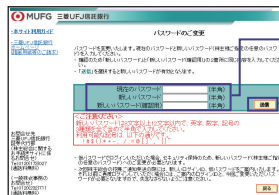
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、当社定款を変更するものであります。

- （1） 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- （2） 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するために規定を設けるものであります。
- （3） 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- （4） 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第3章株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)	第3章株主総会 (削除) (電子提供措置等) 第15条 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現行定款	変更案
<p>(附則) 第1条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 (新設)</p>	<p>(附則) 第1条 当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 第2条 (電子提供措置等に関する経過措置) 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 ② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 ③ 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えております。当社の事業は、建築・販売事業とレンタル事業から成り立っており、レンタル事業については投資から回収まで数年を要する事業特性から、業績の伸長を踏まえ、かつ将来の事業展開・設備投資等を長期的・総合的に勘案したうえで、各期の利益配分を検討させていただくことを基本方針としております。

これに基づき、将来の設備投資動向等の資金需要を睨みつつ、『総還元性向※』30%を概ねの目安とし、増配や自己株式の取得を行うなど株主の皆様への還元を行ってまいります。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 65円 配当総額 1,021,970,690円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月22日

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

増加する剰余金の項目とその額	別途積立金 2,000,000,000円
減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金 2,000,000,000円

※総還元性向：純利益に対する配当と自己株式取得の合計額の比率
なお、第58期の総還元性向は52.6%となっております。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役8名（うち社外取締役4名）及び監査役4名（うち社外監査役2名）に対し、役員賞与総額66,600,000円（取締役分52,600,000円、監査役分14,000,000円）を支給することといたしたいと存じます。本議案は、当期の業績、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しております。なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役につきましては、監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

役員賞与支給	66,600,000円
取締役8名分（うち社外取締役4名）	52,600,000円
監査役4名分（うち社外監査役2名）	14,000,000円

第4号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策の継続及び一部変更の件

当社は、2021年5月14日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則同条同号口(2)）として、「当社株券等の大量買付行為への対応策」を一部変更のうえ、継続することを決議し、同年6月23日開催の当社第57期定時株主総会において株主の皆様より承認をいただきました（以下「旧プラン」といいます。）。

旧プランは、当社株式に係わる大規模な買付行為の提案がなされた際、当該提案内容が当社の企業価値、株主共同の利益に及ぼす影響などについて株主の皆様が的確に判断できるよう大規模買付行為の提案者及び当社取締役会の双方から迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案などの提供がなされ、さらにそれらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することを目的としたものであります。

当社では、旧プランについて、その後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる動向及び様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を勘案しつつ、当社企業価値ひいては株主共同の利益を図る観点から、継続の是非も含め、その在り方を検討してまいりました。

そして、2022年5月13日開催の当社取締役会において、社外取締役を含む全取締役の賛成により、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランの一部を変更したうえ、継続することを決議いたしましたのでお知らせいたします（以下、変更後の下記に示す「当社株券等の大量買付行為への対応策」を「本プラン」といいます。）。

なお、本プランの有効期間は、本株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとなり、本プランの主な変更点は、以下のとおりです。

本プランの主な変更点

- ① 本プランの対象となる大規模買付けの定義を変更いたしました。
 - ② その他、本プランをより分かりやすいものとするよう、語句の修正、文言の整理等を行いました。
- また、本プランの概要等の詳細につきましては、当社ホームページIR情報をご参照ください。

https://group.nagawa.co.jp/news/auto_20220513546679/pdfFile.pdf

本プランの変更点

本プラン継続にあたり、大規模買付けの定義について、その発動要件となる株券等所有割合の比率を22%から20%へ引き下げる変更（以下、「本変更」といいます。）を行います。

ア 株券等所有割合の比率の引き下げを行う理由

本変更を行う理由については、旧プランを決議した2021年6月当時と比較して、現在において、以下の4

点の事情変更があるためです。

第一に、当社にて旧プランを決議した2021年6月当時において、当社役員及びその関係者並びに公益財団法人ナガワひまわり財団（当時、一般財団法人ナガワひまわり財団）が保有する議決権比率は、約40.74%でしたが、現在において、これらの議決権比率は約36.36%にまで低下しております。また、買収防衛策の導入当時から懸念しておりましたが、株主である当社役員及びその関係者が高齢であるため、近々相続の発生する可能性がより高まっていることに加え、相続発生時に当該相続人が第三者に当社株式を譲渡する可能性が十分に考えられることから、安定株主比率低下のおそれがより具体化された状況になってきているといえます。

第二に、当社にて旧プランを決議した2021年6月当時において、株主数は約6,000名でしたが、2022年3月31日時点においてその数は7,143名にまで増加しています。この株主数の増加は、当社株価が2021年6月以降、緩い上昇傾向にあるなかで、短期的な株価の上昇もしくは低下が生じることにより、信用取引の増加等、短期的に利益を求め一般投資家等が株取引を多数行ったことに一因があると考えられます。この株主数の増加により、株式の流通量が増加し、当社及び株主にとって、望ましくない者が当社株式を買増すおそれがより具体化された状況になってきているといえます。

第三に、2022年4月からの東京証券取引所の市場再編に伴い、流通株式の定義の見直しが行なわれ、国内の普通銀行、保険会社及び事業法人等が保有する株式等が流通株式数から除外されることになったことに加え、昨今のコーポレートガバナンス・コードによる政策保有株式に関する原則を踏まえて、今後相互保有株式の第三者への売却が加速する可能性が高くなっていくと考えられます。これにより、当社株式の流通量が増加し、安定株主比率低下のおそれがより大きくなるといえます。

第四に、本年、米国連邦準備制度理事会（FRB）が政策金利の引き上げを実施し、金融引き締めを積極的に進める見解を示したことで米国株式市場が低迷したことに加え、昨今のウクライナの情勢不安も相まって、日本企業の実績及び日本の株式市場も今後は低迷していくことが予想されます。そのため、投資家にとっては、株式の取引を行いやすい環境になると考えられ、今後、今まで以上に多くの投資家が当社株式を取引することが予想されます。

以上の理由により、今後、当社株主にとって望ましくないと思われる買付者が現れる可能性が非常に高まると認識しております。そのような当社株主にとって望ましくないと思われる買付者の買付行為に対しては、現状よりも早期に対応すべきと考えており、そのため、今回、発動基準を引き下げるという結論に至りました。

イ 株券等所有割合の比率を20%とする理由

現在は22%という基準を設定しておりますが、日本の企業において導入されている買収防衛策の発動基準の多くは20%を発動基準としており、かかる一般的な基準に照らし合わせ、現在の22%を20%まで基準を引き下げることいたしました。

ウ 特別委員会の意見

当社取締役会から独立した社外役員のみから構成される特別委員会に対して、本プランの継続及び本変更に関する意見を求めたところ、本プランの継続及び本変更について特別委員会の全会一致による賛成の意見を得ております。

以上

(提供書面)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

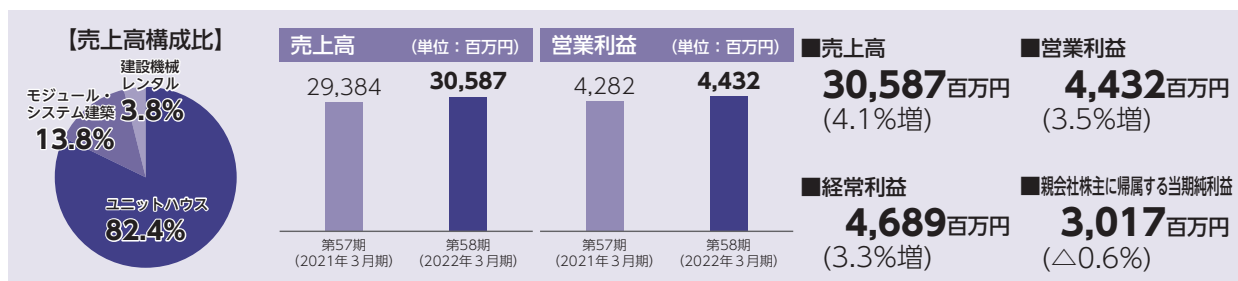
① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進んだことにより、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が解除され、回復の兆しが見られた一方、新たな変異株の出現や、国際情勢の悪化、資材価格の高騰、円安の急進等の要因により、先行きは不透明な状況となっております。

このような環境のもと、モジュール・システム建築事業におきましては、対面とリモート式を併用した積極的な営業活動により、資材価格の高騰による新たな軽量鉄骨造建築の需要を逃すことなく受注拡大に注力してまいりました。

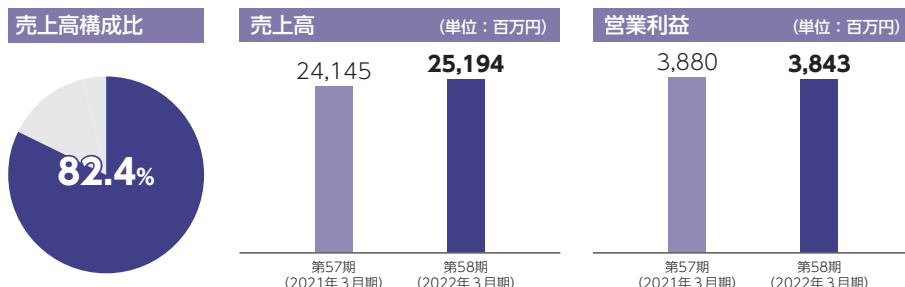
ユニットハウス事業におきましては、建設現場における仮設事務所の需要を取り込むことはもちろん、コロナ禍による「仮設外来診療所」や「仮設PCR検査所」などの需要を積極的に取り込み、併せて、TVコマercialによるブランディング等を行い、半年間にわたる全国一斉のキャンペーンを実施する等、展示場の活性化にも注力し、販売拡大に努めてまいりました。

その結果、当連結累計期間における売上高は305億8千7百万円（前期比4.1%増）、営業利益は44億3千2百万円（前期比3.5%増）、経常利益は46億8千9百万円（前期比3.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は30億1千7百万円（前期比△0.6%）となりました。



企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

ユニットハウス事業

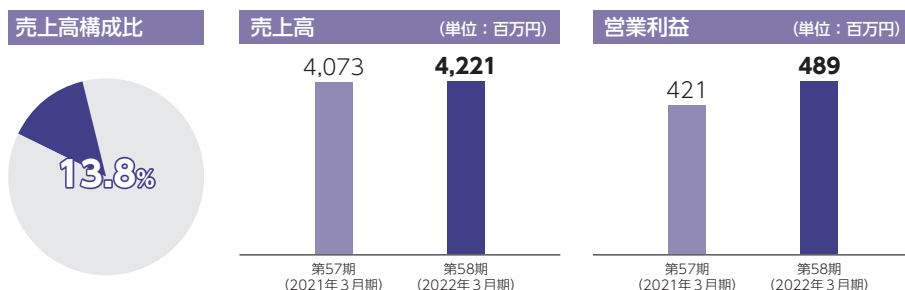


ユニットハウス事業におきましては、販売は常設展示場の品揃え強化の徹底、ならびに半年間にわたる全国一斉キャンペーンを実施し、販売拡大に努めてまいりました。レンタルは引き続き堅調な需要に対応するため、自社・委託工場の生産棟数を拡大し、繁忙期の前に予めユニットハウスの全国への配備を完了させる施策にて機会損失を徹底的に撲滅することにより、年間を通じて高い稼働率で推移しました。

また、コロナ禍による医療機関への「仮設外来診療所」や「仮設PCR検査所」などの需要にも対応してまいりました。

その結果、当事業のセグメント売上高は251億9千4百万円（前期比4.3%増）となりました。またセグメント利益は38億4千3百万円（前期比△1.0%）となりました。

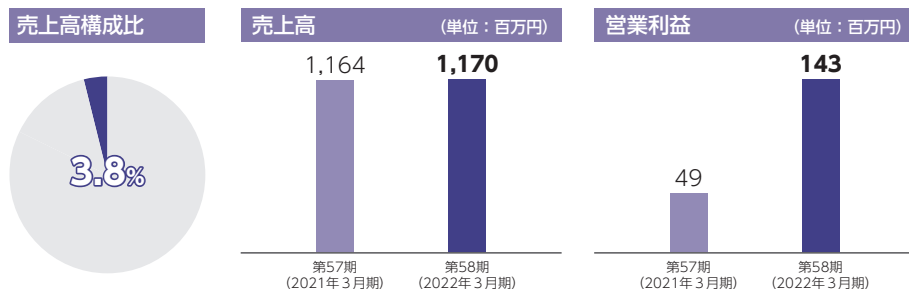
モジュール・システム建築事業



モジュール・システム建築事業におきましては、アフターコロナを見据えた設備投資の先送り需要、ウッドショック現象が起因となった資材高騰による木造建築から軽量鉄骨への需要転換に対する積極的な受注活動を推し進めております。また、独自に開発した3D見積りシステムを導入し、図面や見積りを提示するまでの期間を短縮し、スピード感のある受注活動に努めてまいりました。

海外におきましては、タイにおいても新型コロナウイルスの影響を大きく受けましたが、受注活動を積極的に行いました。その結果、当事業のセグメント売上高は42億2千1百万円（前期比3.6%増）となりました。また、セグメント利益は採算性の高い中小型工事の受注により、4億8千9百万円（前期比16.1%増）となりました。

建設機械レンタル事業



建設機械レンタル事業におきましては、営業エリアである北海道南部においても新型コロナウイルスの影響を受けて建設市場の公共工事発注金額は減少傾向がみられましたが、地域に密着した営業活動の強化に取り組んでまいりました。

この結果、当事業のセグメント売上高は11億7千万円（前期比0.5%増）となりました。また、セグメント利益は大型自社資産の更新投資による自社建機販売の増加により、1億4千3百万円（前期比191.4%増）となりました。

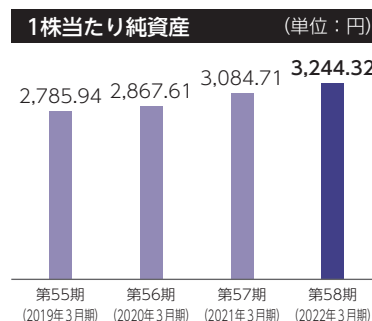
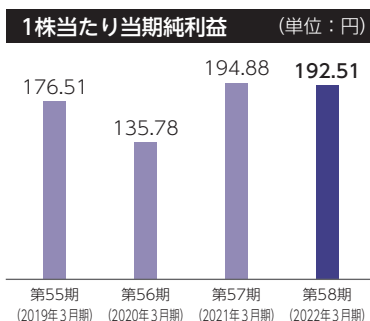
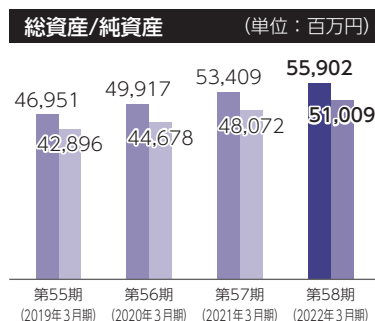
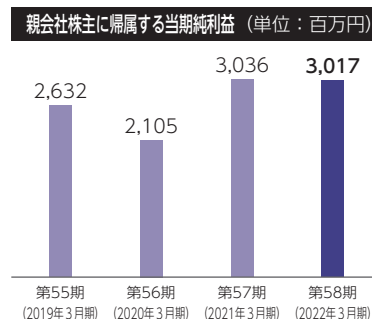
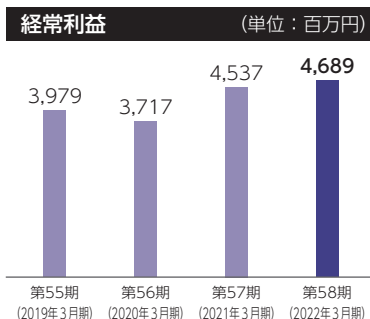
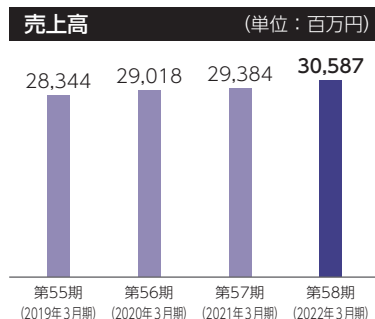
② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は53億2千4百万円で、その主なものは、貸与資産の取得41億4千7百万円です。

③ 資金調達の状況

上記の設備資金は主に自己資金により賄いましたので、資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況



		第55期 (2019年3月期)	第56期 (2020年3月期)	第57期 (2021年3月期)	第58期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	(百万円)	28,344	29,018	29,384	30,587
経常利益	(百万円)	3,979	3,717	4,537	4,689
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,632	2,105	3,036	3,017
1株当たり当期純利益	(円)	176.51	135.78	194.88	192.51
総資産	(百万円)	46,951	49,917	53,409	55,902
純資産	(百万円)	42,896	44,678	48,072	51,009
1株当たり純資産	(円)	2,785.94	2,867.61	3,084.71	3,244.32

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

社名	資本金又は出資金 百万円	当社の議決権比率 %	主な事業内容
NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.	27	49.0	一般建築の設計・施工及び仮設ユニットハウスの生産・販売

(4) 対処すべき課題

次連結会計年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の拡大にとも両立を進める動きが本格化し、新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みから回復基調を維持するものの、資材価格の高騰や、国政情勢の動向等、引き続き予断を許さない状況が予想されます。

建設業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の収束後の補正予算等の期待から、一時的な受注環境の好転は期待されるものの、資材高騰や、国際情勢の先行きが不透明なことから、経営環境は予断を許さない状況が予想されます。

このような環境のもと当社グループといたしましては、アフターコロナの拡大する需要に着実に対応すべく、（１）モジュールベース（大型展示場）、サテライト展示場の増設による空白地域の販売網の拡大、（２）3D見積りシステムを活用したスピード感のある提案力の強化、（３）岡山工場新設による製造拠点拡大及び供給体制の確立、（４）モジュール・システム建築事業のさらなる拡大のためのM&A推進による人材確保と業容拡大、（５）資格取得によるプロ集団の形成に取り組み、低層建築市場における「軽量鉄骨ゼネコン」の確立を目指してまいります。

また、海外につきましては、タイで小型案件から中型案件の受注を強化し、安定的な収益基盤を確立しながら、黒字化と業容拡大を図ってまいります。さらに日本からの技術支援も同時に行い、現地社員のスキル強化、ITによる業務効率化も進めてまいります。

さらに、多様化する顧客の要望に対応するため、商品開発を進め優位性の高い商品を供給するのももちろん、販売網の拡大と、自社工場新設による供給力の強化も進めてまいります。

また、コーポレートガバナンスをはじめコンプライアンス遵守とリスクマネジメントに誠実に取り組み、経営の透明性と健全性を一層高め、継続的な企業価値向上に努めてまいります。

2023年3月期通期業績の見通しにつきましては、連結売上高350億円、連結営業利益52億円、連結経常利益54億円、親会社株主に帰属する当期純利益37億円を予想しております。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループはユニットハウスの製造・販売・賃貸、建設機械・備品の、販売・賃貸及びモジュール・システム建築の販売を主とした事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本店 営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号		
旭川営業所	(北海道 上川郡 当麻町)	沼津営業所	(静岡県 沼津市)
帯広営業所	(北海道 河東郡 音更町)	浜松営業所	(浜松市 東区)
札幌支店	(札幌市 東区)	静岡営業所	(静岡県 駿河区)
登別営業所	(北海道 登別市)	安城営業所	(愛知県 安城市)
伊達営業所	(北海道 伊達市)	名古屋支店	(名古屋市中区)
倶知安営業所	(北海道 虻田郡 倶知安町)	三重営業所	(三重県 四日市市)
道南営業所	(北海道 二海郡 八雲町)	岐阜営業所	(岐阜県 羽島郡 岐南町)
函館営業所	(北海道 函館市)	金沢営業所	(石川県 金沢市)
青森営業所	(青森県 青森市)	富山営業所	(富山県 富山市)
盛岡営業所	(岩手県 盛岡市)	福井営業所	(福井県 福井市)
仙台支店	(仙台市 青葉区)	京都営業所	(京都市 中京区)
秋田営業所	(秋田県 秋田市)	滋賀営業所	(滋賀県 守山市)
山形営業所	(山形県 山形市)	大阪支店	(大阪市 北区)
郡山営業所	(福島県 郡山市)	堺営業所	(堺市 堺区)
いわき営業所	(福島県 いわき市)	和歌山営業所	(和歌山県 和歌山市)
新潟営業所	(新潟県 中央区)	神戸営業所	(神戸市 中央区)
長岡営業所	(新潟県 長岡市)	姫路営業所	(兵庫県 姫路市)
上越営業所	(新潟県 上越市)	島根営業所	(島根県 松江市)
長野営業所	(長野県 長野市)	岡山営業所	(岡山市 中区)
前橋営業所	(群馬県 前橋市)	広島営業所	(広島市 中区)
宇都宮営業所	(栃木県 宇都宮市)	山口営業所	(山口県 山口市)
水戸営業所	(茨城県 水戸市)	高松営業所	(香川県 高松市)
つくば営業所	(茨城県 つくば市)	高知営業所	(高知県 高知市)
千葉営業所	(千葉県 中央区)	松山営業所	(愛媛県 伊予郡 砥部町)
埼玉営業所	(さいたま市 大宮区)	福岡営業所	(福岡県 中央区)
東京支店	(千代田区)	北九州営業所	(北九州市 小倉北区)
日野営業所	(東京都 日野市)	長崎営業所	(長崎県 長崎市)
横浜営業所	(横浜市 中区)	大分営業所	(大分県 大分市)
川崎営業所	(川崎市 川崎区)	熊本営業所	(熊本県 東区)
神奈川営業所	(神奈川県 厚木市)	宮崎営業所	(宮崎県 宮崎市)
甲府営業所	(山梨県 甲府市)	鹿児島営業所	(鹿児島県 鹿児島市)
工場			
石狩工場	(北海道 石狩市)	東員工場	(三重県 員弁郡 東員町)
仙台工場	(宮城県 亶理郡 山元町)	京都工場	(京都府 木津川市)
結城工場	(茨城県 結城市)	福岡工場	(福岡県 鞍手郡 鞍手町)
岩槻工場	(さいたま市 岩槻区)	宮崎工場	(宮崎県 都城市)

② 子会社

NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.

(タイ王国 バンコク県)

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
ユニットハウス事業	408 (14) 名	5名増 (1名増)
モジュール・システム建築事業	84 (1) 名	10名増 (1名減)
建設機械レンタル事業	19 (6) 名	2名増 (-)
合 計	511 (21) 名	17名増 (-)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
493 (21) 名	28名増 (-)	37.4歳	8.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 30,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 16,357,214株
(自己株式634,588株を含む) |
| ③ 株主数 | 7,143名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数(千株)	持株比率 (%)
高橋 修	2,010	12.78
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	1,874	11.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,600	10.17
高橋 学	1,000	6.36
菅井 賢志	741	4.71
株式会社北洋銀行	683	4.34
株式会社三菱UFJ銀行	610	3.87
有限会社エヌ・テー商会	516	3.28
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	514	3.27
高橋 悦雄	475	3.02

- (注) 1. 持株比率は自己株式634,588株を控除して計算しております。
2. 当社は、634,588株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高橋 修	NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.取締役
常務取締役	菅井 賢志	製造技術本部長
常務取締役	新村 亮	管理本部長兼企画室長兼経理部長兼海外事業推進室長兼システム開発室管掌 NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.取締役
取締役	濱野 新大	営業本部長
取締役	木之瀬幹夫	ミキオ・キノセ法律事務所代表弁護士
取締役	猪岡 修治	
取締役	西田 英樹	西田公認会計士事務所代表
取締役	高橋 淳子	高橋淳子税理士事務所代表
常勤監査役	多田 俊雄	
常勤監査役	高橋 学	
監査役	鳥海 隆雄	公認会計士税理士鳥海公認会計士事務所代表
監査役	本橋 信隆	公認会計士税理士本橋信隆事務所代表

- (注) 1. 取締役木之瀬幹夫氏、猪岡修治氏、西田英樹氏、高橋淳子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役鳥海隆雄氏及び本橋信隆氏は、社外監査役であります。
3. 監査役鳥海隆雄氏及び本橋信隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役木之瀬幹夫氏、猪岡修治氏、西田英樹氏、高橋淳子氏、監査役鳥海隆雄氏及び本橋信隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2020年4月1日より、執行役員制度を導入いたしました。
執行役員制度の導入により、執行権限及び執行責任の明確化をはかり、執行役員が「業務執行」を行う体制を構築するとともに、取締役会は「経営方針の決定と監督」を主な役割とし、取締役会の機能強化をはかっております。
・ 上席執行役員・・・自らも経営方針の決定と監督に関わり、より経営に近い視点に立ちながら重要事項を監督・実行する役割をもつ。
・ 執行役員・・・決定した重要事項について実行する役割をもつ。
執行役員の役職は次のとおりであります。

氏名	役職
久納 正義	上席執行役員 営業本部部長兼関東第一ブロック長
山本 敏朗	上席執行役員 営業本部部長兼東北ブロック長
大澤 博之	執行役員 管理本部総務部部长
溝口 真樹	執行役員 営業本部部長

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の概要等は以下のとおりです。
- 1)被保険者の範囲
当社取締役、監査役

2) 保険契約の概要

① 保険料の負担

当社が負担しており被保険者は負担しておりません。

② 填補の対象となる項目

被保険者が会社の役員の地位に基づき行った作為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填されることとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

③ 役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

保険特約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	122,950	76,350	46,600	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	32,700	21,700	11,000	—	2
社外役員	23,800	14,800	9,000	—	6
合計	179,450	112,850	66,600	—	12

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬は、基本報酬のみとしております。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
 ・ 2022年6月21日開催の第58期定時株主総会において付議いたします役員賞与
 取締役 8名 52,600千円 (うち社外取締役 4名 6,000千円)
 監査役 4名 14,000千円 (うち社外監査役 2名 3,000千円)

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1991年6月21日開催の第27期定時株主総会において年額300,000千円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

監査役の報酬限度額は、1991年6月21日開催の第27期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

報酬等の総額は、基本報酬、賞与、退職慰労金で構成しており、報酬額の算定にあたっては、業績のほかにも事業年度ごとに策定されている経営方針及び目標に対する達成状況、貢献度を総合的に勘案して決定しております。

二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 高橋修に対し各取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を委任しております。委任した理由は、各取締役の担当部門について総合的に評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役木之瀬幹夫氏は、ミキオ・キノセ法律事務所代表弁護士であります。当社とミキオ・キノセ法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・取締役猪岡修治氏は、兼職を行っておりません。従いまして特別の関係もありません。
- ・取締役西田英樹氏は、西田公認会計士事務所代表であります。当社と西田公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。
- ・取締役高橋淳子氏は、高橋淳子税理士事務所代表であります。当社と高橋淳子事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役鳥海隆雄氏は、公認会計士税理士鳥海公認会計士事務所代表であります。当社と公認会計士税理士鳥海公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役本橋信隆氏は、公認会計士税理士本橋信隆事務所代表であります。当社と公認会計士税理士本橋信隆事務所との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 木之瀬幹夫	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回出席いたしました。出席した取締役会において、主に法律等に関し、弁護士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、就任以降に開催された委員会2回のうち2回出席いたしました。客観的・中立的立場で当社の役員昇格や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 猪岡 修治	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回出席いたしました。出席した取締役会において、主に企業経営の統治及び受注、製造について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、就任以降に開催された委員会2回のうち2回出席いたしました。客観的・中立的立場で当社の役員昇格や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 西田 英樹	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回出席いたしました。出席した取締役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 高橋 淳子	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回出席いたしました。出席した取締役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 鳥海 隆雄	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会15回のうち15回出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
監査役 本橋 信隆	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会15回のうち15回出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に召集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。なお、取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。（最終改定 2015年5月7日）

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 総務部はコンプライアンス体制に関する規程を整備し、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役並びに従業員が法令・定款及び当社グループの経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、取締役並びに従業員に対して教育等を行う。
- (2) 上述の活動は定期的に取締役会及び監査役に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書管理規程に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。
 - ① 株主総会議事録
 - ② 取締役会議事録
 - ③ 役員部長連絡会議事録
 - ④ 税務署その他官公庁、証券取引所、業界団体等に提出した書類の写し
 - ⑤ その他文書管理規程に定める文書
- (2) 上記文書の保管場所及び保管方法は、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、2営業日以内に本社において閲覧が可能な場所及び方法とする。
- (3) 上記文書の保存期間は、法令に別段の定めがない限り、文書管理規程に各文書の種類ごとに定めるところによる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理を体系的に規定する危機管理規程を定める。
- (2) 取締役会のほかに、週1回開催される役員部長連絡会において営業上の問題、製造上の問題、経営上の問題等を全社的な視点で検討、評価し、今後当社グループが直面する可能性のあるリスクについて有効な対策を実施できる管理体制の構築及び運用を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会を開催するほか適宜適時に開催し、重要事項に関して迅速かつ確かな意思決定を行う。
- (2) 経営方針を機軸に毎年策定される年度計画に基づき業績管理を行う。
- (3) 日常の業務執行に際しては、情報システムの利用を通じて当社グループの役員及び従業員の適切な情報伝達と意思疎通を推進するとともに、職務権限規程、業務分掌規程等に則った権限の委譲を行い、それぞれの局面において責任者が意思決定ルールに基づき業務を執行する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループは、グループ全体の企業価値の向上を図るとともに、グループ経営理念に基づく関係会社管理規程に則って企業集団内での指揮、命令、意思疎通等の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながらグループ全体としての業務の適正化を図る。
- (2) 監査室は、当社子会社を含めたグループ全体の内部監査を実施する。
- (3) 監査室は必要に応じて、各部署の日常的な活動状況の監査を実施する。
- (4) 総務部、監査室及び監査役は、それぞれ連携してグループ全体のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無を調査・検討する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役は監査室に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- (2) 上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得なければならない。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社グループの役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要な事項について速やかに監査役に報告する。前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの役員及び従業員に対して業務の執行に関する報告を求めることができる。
- (2) 監査室は、監査の結果を適時、適切な方法により監査役に報告する。
- (3) 当社グループは、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした時は当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、代表取締役社長及び監査法人とそれぞれ必要に応じて意見交換を行う。
- (2) 監査役が実施した監査内容は、監査報告書にまとめ、取締役会及び監査役会に提出する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性、適正性の確保のため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、法務省の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、反社会的勢力排除を目的とした下記の基本方針を定めて対応を行っております。

- (1) 担当者や担当部署だけで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況に至ることもあり得るため、担当者や担当部署だけに任せず社制的に対応し、不当要求に関連して従業員の安全を確保する。
- (2) 警視庁をはじめとする各都道府県警察本部及び所轄警察署、各都道府県暴力追放推進センター、弁護士等、外部専門機関との緊密な連携関係を構築する。
- (3) 反社会的勢力とは、一切取引を行わない。新規取引先に対しては、「反社会的勢力対応マニュアル」に定める手続きにより反社会的勢力でないことの確認を行ったうえで取引を開始しなければならない。万一、反社会的勢力とは知らずに取引を有してしまった場合は、相手方が反社会的勢力であると判明した時点、あるいは反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに取引を解消する。

- (4) 不当要求を防止するために、役員並びに管理職及び拠点責任者は、反社会的勢力とは不適切な交際を行わない。万一、反社会的勢力とは知らずに不適切な交際をなしてしまった場合は、不適切な交際相手が反社会的勢力であると判明した時点、あるいは反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに所定の方法により通報する。
- (5) 警察及び弁護士等外部専門機関の協力を得て法的に対応する必要がある場合は、これらの機関と積極的に連絡を取り、民事と刑事の両面から法的対応をとる。
- (6) 反社会的勢力による不当要求が、当社の事業活動上の不祥事や、役員もしくは従業員等の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供は私的にも絶対に行わない。

上記の基本方針実現のため、対応を統括する部署・体制、情報の一元管理・蓄積、従業員に向けた研修、対応マニュアルの整備を進めております。

また、取引先に対しましては、反社会的勢力との関係において疑義が生じた場合、外部の調査機関に確認を依頼し、その結果により取引開始の可否を判断しております。さらに、契約書締結に際し、反社会的勢力との関係が発覚した場合、契約を解除する旨の条項を盛り込むよう努めております。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

当事業年度の開始時には、全管理職を対象に経営方針会議を実施し、経営方針、経営課題、対応方針等を発表し、全社員の認識の統一化を図っております。

期中においては、監査室による内部監査を実施し、各部門による内部統制の対応方針と実施状況を取締役会に報告しております。

また、事業年度末においては、監査室による内部統制の整備・運用状況の評価結果による重大な是正事項は存在しないことを認識しております。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）

上場会社である当社の株券等は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について、最終的には、株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本とすべきと考えております。そのため、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大規模買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づいて行われるべきと考えております。また、当社は、当社株券等の大規模買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に対象者の取締役会の賛同を得ずに実施される上場株券等の大規模買付けの中には、株券等を買集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするもの、又は、株主の皆様に株券等の売却を事実上強要し、若しくは、株主の皆様を真の企業価値を反映しない廉価で株券等を売却せざるを得ない状況におくような態様によるもの等、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある株券等の大規模買付けも見受けられます。

当社といたしましては、このような当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある当社株券等の大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そのため、このような者による当社株券等の大規模買付けに対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることで、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、上記基本方針の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施しております。

(a) 企業価値向上への取組み

ア. 当社の企業価値の源泉

(ア) 高い技術力に裏打ちされた製品のブランド力

(イ) 健全な財務体質

イ. 企業価値向上に向けた取組み

(ア) 製品開発について

(イ) 成長分野への積極的投資

(ウ) 人材育成への取組み

(エ) 社会貢献活動

(b) コーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

ア. 企業統治体制の状況

イ. 内部統制システムの整備状況

ウ. 内部監査及び監査役監査の状況

エ. リスク管理体制の整備状況

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(a) 当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）導入の目的

本プランは、基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として導入されたものです。

当社は、当社株券等に対する大規模買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大規模買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルールを設定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入することにいたしました。

(b) 本プランの概要

本プランは、当社に対する買収等（当社が発行する株券等について、保有者及びその共同保有者の株券等保有割合が22%以上となる買付け等又は当社が発行する株券等について、公開買付け後の公開買付者の株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が22%以上となる公開買付け）が行われる場合に、当社取締役会が、買収等を行おうとする者又は買収等の提案を行う者（併せて、以下「買収提案者等」といいます。）に対して、買収提案者等及び買収等に関する情報の提供を求め、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される特別委員会による勧告を最大限尊重して、当該買収等について評価・検討し、買収提案者等との買収条件に関する交渉や株主の皆様への代替案等の提示を行い、一定の場合には対抗措置を発動するための手続であります。

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、2021年6月23日開催の第57期定時株主総会において承認された時点から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。本定時株主総会において本プランを変更することを株主の皆様にお諮りすることとしております。その内容につきましては、第4号議案、当社の株券等の大規模買付行為に関する一部変更の件として記載しておりますので、本招集ご通知の9ページから10ページをご参照ください。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

④ 各取組みについての当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

(a) 上記②について

上記②に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従いまして、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではありません。

(b) 上記③について

当社は、上記③の取組みは、基本方針に沿うものであり、また、買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること、株主意思を重視するものであること、独立性の高い特別委員会の判断の重視と情報開示の仕組みがあること、合理的な客観的要件が設定されていること、デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと等の理由から、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結計算書類

連結貸借対照表 第58期 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	23,653	流動負債	4,811
現金及び預金	12,794	買掛金	2,719
受取手形	1,430	未払金	233
電子記録債権	1,655	未払法人税等	825
売掛金	4,861	契約負債	156
契約資産	88	賞与引当金	251
有価証券	4	役員賞与引当金	66
商品及び製品	2,123	関係会社整理損失引当金	1
仕掛品	153	資産除去債務	5
原材料及び貯蔵品	328	その他	551
その他	213	固定負債	81
貸倒引当金	△0	長期未払金	26
固定資産	32,248	退職給付に係る負債	0
有形固定資産	18,788	資産除去債務	51
貸与資産	9,768	その他	2
建物及び構築物	1,448	負債合計	4,893
土地	7,081	純資産の部	
建設仮勘定	308	株主資本	50,717
その他	181	資本金	2,855
無形固定資産	248	資本剰余金	8,812
投資その他の資産	13,211	利益剰余金	40,888
投資有価証券	11,975	自己株式	△1,838
敷金及び保証金	563	その他の包括利益累計額	291
退職給付に係る資産	76	その他有価証券評価差額金	296
繰延税金資産	276	為替換算調整勘定	△4
その他	321	純資産合計	51,009
貸倒引当金	△0	負債純資産合計	55,902
資産合計	55,902		

連結損益計算書 第58期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)
(単位: 百万円)

科目	金額
売上高	30,587
売上原価	18,066
売上総利益	12,521
販売費及び一般管理費	8,089
営業利益	4,432
営業外収益	317
受取利息	33
受取配当金	229
受取賃貸料	22
為替差益	0
雑収入	32
営業外費用	60
支払手数料	6
株式報酬費用	33
雑損失	19
経常利益	4,689
特別利益	3
固定資産売却益	3
特別損失	134
固定資産処分損	86
投資有価証券評価損	43
関係会社整理損失引当金繰入額	4
税金等調整前当期純利益	4,558
法人税、住民税及び事業税	1,508
法人税等調整額	32
当期純利益	3,017
親会社株主に帰属する当期純利益	3,017

連結株主資本等変動計算書

第58期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,855	7,933	38,809	△2,171	47,427
当期変動額					
剰余金の配当			△938		△938
親会社株主に帰属する当期純利益			3,017		3,017
自己株式の取得				△565	△565
自己株式の処分		878		898	1,777
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	878	2,078	333	3,290
当期末残高	2,855	8,812	40,888	△1,838	50,717

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘	その他の利益 累計額合計	
当期首残高	648	△3	645	48,072
当期変動額				
剰余金の配当				△938
親会社株主に帰属する当期純利益				3,017
自己株式の取得				△565
自己株式の処分				1,777
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△352	△1	△354	△354
当期変動額合計	△352	△1	△354	2,936
当期末残高	296	△4	291	51,009

計算書類

貸借対照表 第58期 (2022年3月31日現在)

		(単位：百万円)	
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	23,574	流動負債	4,797
現金及び預金	12,734	買掛金	2,716
受取手形	1,430	未払金	231
電子記録債権	1,655	未払費用	110
売掛金	4,855	未払法人税等	825
契約資産	88	未払消費税等	39
有価証券	4	契約負債	156
商品及び製品	2,123	前受金	266
仕掛品	153	預り金	67
原材料及び貯蔵品	328	賞与引当金	251
前渡金	0	役員賞与引当金	66
前払費用	191	資産除去債務	5
その他	9	その他	60
貸倒引当金	△1	固定負債	78
固定資産	32,437	長期未払金	24
有形固定資産	18,772	資産除去債務	51
貸与資産	9,768	その他	2
建物	1,138	負債合計	4,875
構築物	298	純資産の部	
機械及び装置	35	株主資本	50,840
車輻運搬具	36	資本金	2,855
工具、器具及び備品	104	資本剰余金	8,823
土地	7,081	資本準備金	4,586
建設仮勘定	308	その他資本剰余金	4,236
無形固定資産	248	利益剰余金	40,999
借地権	20	利益準備金	713
電話加入権	16	その他利益剰余金	40,286
ソフトウェア	162	別途積立金	35,900
ソフトウェア仮勘定	7	繰越利益剰余金	4,386
のれん	41	自己株式	△1,838
投資その他の資産	13,416	評価・換算差額等	296
投資有価証券	11,966	その他有価証券評価差額金	296
関係会社株式	9	純資産合計	51,136
出資金	0	負債純資産合計	56,012
関係会社長期貸付金	205		
破産更生債権等	0		
長期前払費用	276		
繰延税金資産	405		
敷金及び保証金	560		
前払年金費用	76		
その他	43		
貸倒引当金	△127		
資産合計	56,012		

損益計算書 第58期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	30,500
売上原価	17,988
売上総利益	12,511
販売費及び一般管理費	8,008
営業利益	4,503
営業外収益	317
受取利息	34
受取配当金	229
受取賃貸料	22
雑収入	30
営業外費用	122
貸倒引当金繰入額	62
支払手数料	6
株式報酬費用	33
雑損失	19
経常利益	4,697
特別利益	10
固定資産売却益	3
抱合せ株式消滅差益	7
特別損失	134
固定資産処分損	86
投資有価証券評価損	43
関係会社整理損失引当金繰入額	4
税引前当期純利益	4,573
法人税、住民税及び事業税	1,508
法人税等調整額	12
当期純利益	3,052

株主資本等変動計算書

第58期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				
						別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,855	4,586	3,357	7,944	713	34,000	4,172	38,886	△2,171	47,514
当期変動額										
別途積立金の積立						1,900	△1,900	－		－
剰余金の配当							△938	△938		△938
当期純利益							3,052	3,052		3,052
自己株式の取得									△565	△565
自己株式の処分			878	878					898	1,777
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	878	878	－	1,900	213	2,113	333	3,325
当期末残高	2,855	4,586	4,236	8,823	713	35,900	4,386	40,999	△1,838	50,840

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	648	648	48,163
当期変動額			
別途積立金の積立			－
剰余金の配当			△938
当期純利益			3,052
自己株式の取得			△565
自己株式の処分			1,777
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△352	△352	△352
当期変動額合計	△352	△352	2,972
当期末残高	296	296	51,136

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社ナガワ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北澄和也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根津美香

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナガワの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナガワ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社ナガワ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北澄和也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根津美香

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナガワの2021年4月1日から2022年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する為の体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人、EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人、EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月31日

株式会社ナガワ 監査役会
 常勤監査役 高橋 学 ㊟
 常勤監査役 多田俊雄 ㊟
 社外監査役 鳥海隆雄 ㊟
 社外監査役 本橋信隆 ㊟

以上

